

令和5年

厚生委員会会議録

とき 令和5年12月27日

品川区議会

令和5年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和5年12月27日（火） 午前10時07分～午前10時59分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員	委員長	松永 よしひろ 君	副委員長	こしば 新 君
	委員	こんの 孝子 君	委員	ひがし ゆき 君
	委員	鈴木 ひろ子 君	委員	筒井 ようすけ 君
	委員	おぎの あやか 君	委員	やなぎさわ 聡 君

出席説明員	新 井 副 区 長	今 井 福 祉 部 長
	東 野 福 祉 計 画 課 長	松 山 障 害 者 支 援 課 長
	豊 嶋 生 活 福 祉 課 長 (生活支援臨時給付金担当課長兼務)	阿 部 健 康 推 進 部 長 (品川区保健所長兼務)
	若 生 健 康 課 長	船 木 生 活 衛 生 課 長

○午前10時07分開会

○松永委員長

ただいまより、厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、議案審査および委員長報告についてと進めてまいります。

最後に、会議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑にご協力をよろしくお願いいたします。

1 議案審査

(1) 第104号議案 専決処分の承認を求めることについて

○松永委員長

それでは、予定表1、議案審査を行います。

(1)第104号議案、専決処分の承認を求めることについてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○東野福祉計画課長

それでは、第104号議案、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件につきましては、住民税非課税世帯物価高騰対策追加給付金の支給に伴う補正予算につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年12月11日に専決処分をしたものでございます。同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものでございます。

専決処分書の3ページをご覧ください。令和5年度品川区一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28億8,446万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,034億7,660万7,000円とするものでございます。

具体的な内容につきましては、10ページをご覧ください。3款民生費3項生活保護費1目生活保護費につきましては、2列右の28億8,446万2,000円を追加し、172億2,637万6,000円とするものでございます。

補正額の財源内訳ですが、都支出金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金20億8,527万4,000円が充当されます。

補正予算の詳細につきましては、資料に基づきまして、この後、所管課長よりご説明申し上げます。

○豊嶋生活福祉課長

私からは、お手元の資料に基づきまして、住民税非課税世帯物価高騰対策追加給付金の支給について、ご説明させていただきます。お手元の資料をご用意ください。

こちらの給付金は、今年度、春先から夏にかけて行いました非課税世帯の3万円の給付金の追加という形で、国が打ち出した給付金でございます。合計10万円になるようにということで、国が用立てたものでございます。

3番になります。対象者および主な支給要件でございますが、今回の専決処分の内容で補正予算を組んだものが、12月1日が基準日のもので、令和5年度の区民税が非課税である世帯が対象となります。これは例えば単身赴任であるとか、学生が1人で品川区に下宿をしていて、親元の親御さんが課税対象の世帯である方は対象外という形で、3万円の給付金と全く同じ要件となっております。

4番、支給額は、1世帯に対して7万円です。対象世帯数は、おおよそ4万世帯を見込んでいるもの

でございます。

5番、補正予算額は、ご覧のとおりでございます。

6番の事業手法も、春先の3万円と同じです。以前振り込んだ方、口座がある方には、その口座に自動的に振り込みますという手法を取りますので、6番の(1)のアの3行目になりますが、原則申請不要で支給することができるようになります。

もちろん、一部、転入転出が絡んで支給が漏れている方に関しましては、必要事項をご記入の上、申請をいただくような形で、前回の3万円と全く同じスキームで、これも現在準備を進めているところでございます。

広報・周知方法につきましては、ホームページ、広報しながわ、SNS、掲示板等々で、区民の皆様に漏れなく周知をする予定でございます。

相談窓口は、今回は旧リボン跡地にて相談受付を行う予定でございます。

実施スケジュールは、以下記載のとおりで、1月18日よりコールセンターを設置いたしまして、1月22日より、対象と思われる世帯に、こちらから通知を一斉に発送をする予定でございます。

最短で振り込めるのは、1月の末日以降、支給が開始できるように、現在、鋭意スピード感をもって準備を進めているところでございます。

○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木委員

6番の申請方法のところのイということは、今のご説明だと、新たに転入した方がイに当たるということで考えていいのでしょうか。

恐らく、非課税はもう既に今までと変わらないので、新たに非課税になったという人はいないのですよね。なので、新たに転入されたという方でいいのかということの確認をしたいということが、1点です。

(2)のところの広報・周知方法のところですが、「関係機関に対して」ということは、関係機関はどのようなところなのかということと、申請サポートの協力依頼ということの中身についても教えてください。

相談窓口です。旧リボン（第3庁舎2階）で相談受付を行うということですか。どのような体制か。何人くらいで、どのような形でやるのか。どこかに委託するという事でやるのか。併せて庁内の342会議室のコールセンターの体制についてもお聞かせいただきたいと思えます。

○豊嶋生活福祉課長

何点かご質問をいただきました。

まず、転入かどうかということですが、ほとんどが転入の方を見込んでおります。本当にごく一部、修正申告等々をされている方がいらっしゃいますが、そのような方は、ご自身でご申請をいただくような形になります。

ちなみに前回の3万円の給付金の基準日が6月1日、今回の基準日が12月1日ですので、およそ半年間に住民票もしくは税申告の異動があった方が対象と思われます。

2点目です。関係機関というのは、地域センターにチラシを置いたり、掲示板を活用して、掲示をしていくというものでございます。

サポートですが、これも3万円のとくと全く同じでございますが、在宅介護支援センター、地域拠点相談支援センターといったところにも申請のサポートをお願いしています。基本的には3万円の給付金をもらった方は、自動的に7万円を振り込めるはずなので、今回については、特に原則お手続きは不要なのですが、こちらから振り込みますという通知だけは行きますので、これは何かと聞かれたときに対応ができるというようなことで、今、準備を進めているというところでございます。

最後に、リボン等々のコールセンターですが、こちらは3万円と同様に委託を考えております。

○鈴木委員

前からですけれども、申請不要で、自動的に給付ができるようになったということは本当によかったと思っています。そうすると、そんなに大きな体制を取らなくてもできるということですよ。具体的に、どれぐらいの体制で行うのかもお聞かせいただけたらと思います。

もう一つ、たしか3万円ときは、住民税均等割は、これから新たに提案のところまで均等割まで拡大されるということは、国のほうからも方針が出て、拡大されるということの提案があると思うのですけれども、家計急変世帯というものも、区独自にされたと思います。

そのような点では、今、暮らしが本当に大変で、今年は住民税課税になったけれども、来年は非課税になるかもしれないというところで、家計急変世帯も、これまで区独自で対象にしてきたという経緯があると思います。多分3万円ときは、家計急変世帯も対象にしましたよね。

3万円にプラスして7万円で10万円になるということに当たって、今回の7万円ときは、なぜ家計急変世帯を、区独自に対象にするということがされないのか。そのところは検討をされたのか。検討をされたのであれば、どのようなことで、今回、家計急変世帯が対象になっていないのか。その点についてお聞かせください。

○豊嶋生活福祉課長

まず、体制ですが、前回とほぼ同じ体制を見込んでおります。

ただ、問合せは、既にコールセンター設置前から、我々の部署のほうに、「早くしろ、早くしろ」と、「何でそんなに遅いか」ということで、結構な数の電話があり、職員がかなり疲弊しているような状態でございます。現在、23区の中でも結構早く支給はできていると思っていますので、その辺りは、今、鋭意準備がされているところでございます。

家計急変世帯についてです。実は国は令和6年度の新しい税制で新たに非課税になった世帯に対して、また給付をするというような説明が、つい先日の説明会でございました。なので、そのようなことも含めて、次年度は国がまた新たな手当てを行うと申していますので、それを見て動いていこうということで、今、考えているところでございます。よって、今回、家計急変の世帯については、次年度の国の方針を待って対応をしていくということで、今、検討をしているというところでございます。

○鈴木委員

次年度というのは、2024年度ということですか。家計急変世帯まで3万円のところの対象にしたということは、多分、区独自で一般財源でやったと思うのです。そのようであれば、次年度ということは、来年の4月以降ということは、それはそれでやったとして、やはり、今、本当にすごく大変な状況が進んでいるのではないかとということです。

これは、今日の東京新聞なのですが、東京新聞の1面トップで、「歳末ぎりぎりの人生」ということで、自立生活サポートセンターもやい、TENOHASHIというNPO法人で、食料配布をやったところ、今までに過去最多の方々が食料配布のところに並んで受け取ったということが書いてあ

りました。もやいでも、2020年の4月の平均では120人ほどだったのが、今回は779人で、TENOHASHIというNPO法人ところでも、コロナ前の3.2倍ということで、見えないところで困窮される方が大勢いるのではないかと指摘がされているところなのです。

そのようなところからすると、インボイスも10月からされましたし、そのような点では、今年度、今回の10万円というところで、家計急変世帯というものも本当に対象にすべきではないかなと思うのです。その点については、区独自に3万円をやったことに対して、今回の10万円というということは、区独自にということで検討はされたのか。次年度の国の動向を見ようということで、検討もされなかったのか。検討をされた結果、どうだったのか。その点をもう少し詳しくお聞かせいただけたらと思います。

○豊嶋生活福祉課長

家計急変世帯のお話です。実は今年度の春先に行った3万円の給付ですが、昨年度まで家計急変もやっています、そこと比べて、6月1日の基準日で、家計急変に申し込んだ方が3分の1に減りました。今回は基準日が半年間ということと、その間に国の給付金のスキームは、報道しては少し変わり、報道しては少し変わりということがありました。国が次年度また手当てをするということがありましたので、ひとまず、そこは待とう。

ただ、先ほどの話ではありませんが、修正申告などをした方であれば、そこについては、対象であれば7万円の給付の振込をすることは可能ですので、まずはそちらの給付を迅速に一日も早くできるように進めようということで、現在、準備を進めているというところでございます。

○鈴木委員

住民税の課税、非課税ということが決まるのは、前年度の所得で決まるということになりますので、今年度、そのような形で何とか課税だったとしても、来年度はどうかは分からないということで、家計急変世帯が対象になってきたと思うのです。そのような点で、私は、今回もぜひそこまで対象に。

3分の1に減ったとはいえ、3万円のときも区独自にされたわけなので、ぜひそれはやっていただきたい。これからも、もしこういうことがあったとしたら、区としては、一番に区民のそのような切実な実態を直接つかめるところでもありますので、そのような実態もつかんでいただいて、対象を本当に困っている人のところに届くような形で、ぜひご検討をいただけたらということで要望をしておきたいと思います。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○こんの委員

先ほどご説明をありがとうございました。

スケジュールがもう出ているので、あれなのですが、できる限り、可能な限り早く支給していただきたいという思いで、何点か質問をしたいと思います。

私たちのところにも、「いつになったら振り込まれるのでしょうか」というようなお問合せは結構いただいております。それで、まず、今回専決処分をしてくださったこの処置はすごく評価しております。専決処分をしてですが、この時期に支給といったところをもう少しご説明いただけますでしょうか。専決処分をしなかったならば、もう少し遅かったのか。まず、そこら辺のところを教えてください。

○豊嶋生活福祉課長

この12月11日に専決処分をしていただいたおかげでといいますか、させていただいた関係で、1

月末の支給が実現できたということが現状でございます。年末年始を挟みまして、各印刷業者のラインを押さえるのがものすごく大変でして、例えば、1日、業者との打合せが遅れると、1日、出来上がるのが遅れるのではなくて、1日遅れると、1週間単位でどんどん後ろ倒しになっていく。もちろん幾つかの業者に話は聞いていますが、皆さん同じなのです。結局いち早くラインを抑えるために、やはりいち早く我々も動きたかったということで、業者のほうにかなり無理を言いまして、それでも1月末にはなってしまいますが、今、何とかこれで準備を進めているというところでございます。

○こんの委員

ありがとうございます。全国でというか、全自治体で、これを進めていくので、東京都内だけでも、この年末年始、そのような印刷業者が大変にされているということは、想像がつくところです。その中で、できる限り手続をされているということも分かりました。

もう1点は、受給承諾書、確認書の通知をされて、支給開始が下旬、末日だと、先ほどご説明がありましたけれども、この返事は返ってきて、初めて支給をするという形になると思うのです。これは、きっちり返ってくるのは、どれぐらいの期間を見るのか。いわゆる何日間のうちに返ってこなかったものは、もう支給と見るのか。そこら辺のスケジュール感を教えてください。

○豊嶋生活福祉課長

まず、6番の(1)というアのほうです。申請不要の方にお送りする受給承諾書からご説明いたします。通知自体の発送は、現在、どちらの通知も1月22日を予定しております。この通知の発送後、およそ2週間の間隔、スパンをもって振り込むことが、国から令和3年の事務連絡で、各自治体に申し伝えがありました。

なので、通知が発送されて、お手元に届いたあたりから2週間程度、口座変更であったりなど、いろいろ諸般の事情で変更したいという方の受け付ける期間を設けて、その2週間の中で何も手が挙がらなかった方に対して、2週間後に自動的に振り込むということが、アの受給承諾書のほうでございます。

それに対しまして、確認書のほうは、ご自身で申請をいただくというものでございまして、こちらからお送りをして、お手元に届きますと、もちろん郵送でも申請はできるのですが、そこにQRコードがついていますので、お手元に届いて、すぐに開いて、QRコードで申請をすると、もうその段階でこちらのほうに申請が届きますので、届き次第、随時、1日、2日単位で集まったものの会計処理をしてお支払いをするということで、1月末の支給が実現できるというものでございます。

よって、アの受給承諾書のほうは2週間の期間を待たなければいけませんので、こちらのほうの自動給付の方は、どうしても1月末の給付は難しく、2月に入ってから給付という形にどうしてもなってしまいます。

○こんの委員

ということは、受給承諾書のほうは、主に生活保護を受けていらっしゃる方や非課税世帯の方で、前回3万円をもう既に振り込んで、口座が分かっている人、いわゆる振込先が分かっている人たちがほとんどであるといった方たちが、1月末あるいは2月に入ってからになってしまうというような理解でいいのですか。もう一度、そこを教えてください。

○豊嶋生活福祉課長

そのとおりでございます。以前に振り込んだ口座がある方には、実際の着金は2月に入ってからという形になります。

○こんの委員

この承諾書の配送が1月22日なので、極端な言い方をすると、ここを早めない限り、1月末にということ、なかなか難しいといったところですね。なるほど。そうですか。

確認証のほうは転入された方で、行政のほうで非課税世帯だと把握ができない方が申請をして、申請とともに、申請書が届き次第、処理ができれば、どんどん支給ができるということなのですね。そうですか。なるほど。

できる限りそこをすごく早く支給ができたらいったところを思うわけなのですが、これは、再度確認をしますが、受給承諾書の支給を早めるということは、なかなか難しいのですか。

○豊嶋生活福祉課長

実は印刷業者のほうの印刷原稿の校了は、もう既に終わっておりまして、あとはもう我々は出来上がりを待つのみです。これも、実は、1月22日は実現不可能だったのですけれども、何とかお願いをして、ここまで早めてもらったということと、やはり郵便局が年末年始は年賀状の発送の問題で、一度に大量に送れないということもありますので、郵便局とも調整をして、この日以降、何とか発送の手はずを整えたということでございます。

○こんの委員

郵便局もいろいろと大変な中なので、現状は分かりました。

やはりこの年末年始は、非課税世帯の方や生活保護の方はお正月を迎えたいという思いでいらっしやっただけのお気持ちはよくよく分かるのですが、国が決まってからのスタートで、どこも一斉に始めていることなので、その中できる限りこのようにご努力をしてくださっていることはよく分かりましたので、あとはこのスケジュールどおり、スムーズに進めるようお願いしたいと思います。要望で終わります。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○こしば副委員長

賛成です。

○こんの委員

賛成です。

○ひがし委員

賛成です。

○鈴木委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○おぎの委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○松永委員長

それでは、これより第104号議案、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は、全会一致で原案のとおり承認することに決定いたしました。
以上で、本件を終了いたします。

(2) 第103号議案 令和5年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）

○松永委員長

次に、(2)第103号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○東野福祉計画課長

それでは、第103号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）につきましてご説明申し上げます。

初めに、予算書の14ページをご覧ください。上段の3款民生費1項社会福祉費3目障害者支援費につきましては、2列右の3,114万円を追加し、9億8,639万4,000円とするものでございます。

補正額の財源内訳ですが、都支出金として、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金3,100万円が充当されます。

内容につきましては、右側の説明欄をご覧ください。地域生活支援事業の社会参加支援事業といたしまして、福祉タクシー等助成券交付対象者4,300人へ、区内共通商品券を助成し、物価高騰対策支援を行うものでございます。歳出予算額は、事務費等を含み3,114万円でございます。

14ページに戻りまして、下段の3款民生費3項生活保護費1目生活保護費につきましては、2列右の3億1,441万6,000円を追加し、175億4,079万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、右側の説明欄をご覧ください。住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金として、住民税均等割の課税の4,130世帯に対し、物価高騰対策の追加給付を行うものでございます。

各補正予算の詳細につきましては、資料に基づきまして、この後、所管課長よりご説明がございました。

○松山障害者支援課長

私からは、第103号議案 令和5年度品川区一般会計補正予算（厚生委員会所管分）、福祉タクシー等助成券交付対象者への物価高騰対策支援につきまして、ご説明申し上げます。資料をご覧ください。

1、概要でございます。令和4年度に物価高騰対策といたしまして、福祉タクシー等助成券交付対象者への支援を実施したところでございますが、依然として物価高騰が続いております。引き続き、障害のため歩行困難な方に対して交付しております福祉タクシー利用券または自動車燃料費助成金につきまして、障害のある方の社会参加と経済的負担の軽減を図るため、価格上昇分の助成を行うものでございます。

2、内容です。令和6年1月1日時点での交付対象者の方4,300人に、1人当たり区内共通商品券6,000円分を交付する予定でございます。

3、補正予算額でございます。歳出予算は3,114万円、内訳は記載のとおりでございます。

歳入予算は3,100万円。物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、実施する予定でございます。

4、実施スケジュールでございます。令和6年2月に対象者の方に送付予定でございます。改めて申請をいただく必要はございません。周知につきましては、広報2月11日号、ホームページ等でご案内させていただきます。

障害者支援課所管分は以上でございます。

○豊嶋生活福祉課長

それでは、103号議案、住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対策追加給付金についてご説明させていただきます。

こちらは、12月14日付の内閣府の事務連絡により、国から指示があったものでございます。先ほどの住民税非課税世帯の7万円のもの、基準日から、スキームからほぼ同じものとなっております。違うところを説明させていただきます。

3番の支給額でございます。1世帯に対して7万円給付ということになります。これは、国が住民税非課税世帯と同水準の10万円を出すことということで、各報道がありますが、今年度10万円ということになっています。品川区は独自に3万円を事前に給付しておりますので、その差額分の7万円を住民税非課税世帯と同様に給付するというものでございます。

ただ、自治体によっては3万円の給付が春先になかった自治体もございますので、そのような方は、先ほどの住民異動や各種の申請の中で、こちらのほうで精査しまして、3万円の給付がなかった方に対しては10万円を支給するという形で、今、準備を進めているものでございます。

対象世帯数は、およそ4,000世帯、4,130世帯を現時点では想定値として見込んでいるものでございます。

予算額は、記載のとおりでございます。

5番の事業手法も、先ほどのものと全く同じでございます。

スケジュールになりますが、記載のとおり、2月の下旬あたりから受給承諾書を発送できるのではなかろうかということで、今こちらも鋭意準備を進めておりまして、一日も早く皆様のお手元に給付が届くように、スピードを上げて対応しているところでございます。

○松永委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

福祉タクシー等助成券交付対象者のほうを伺います。これと同じことが、1年前にもされたと思うのですが、そのときの対象者は4,500人だったのですが、今回4,300人ということは、福祉タクシー券の交付をされている方が200人減ってしまったということなののでしょうか。そのこのところの原因を一つ教えていただきたいことが1点です。

これは、タクシー代が上がったことによるその補填分みたいな形で、1か月500円、年間6,000円という考え方でいいのでしょうか。6,000円の考え方についても伺いたいと思います。

○松山障害者支援課長

まず、対象者の人数でございます。令和4年の12月補正で計上させていただきましたときは、予算

が4,500人を見込みまして、このときも1人当たり6,000円ということで、補正予算として、3,210万円を計上させていただいております。

令和5年の1月1日現在の対象者ということで洗い出したところ、4,265人ということでございました。そのうち、実際に商品券を送付して受け取られた方が4,109人ということで、決算額としては、2,952万9,000円という形になっております。

今回につきましては、今回の見込みを出す際に、令和6年の1月1日の発送予定の見込み者として出したものは、現時点での交付対象者としては4,191人ということで、タクシー券につきましては3,500人程度、自動車燃料費券につきましては800人程度を見込んで、4,300人ということで見込ませていただきました。

若干微減はしておりますが、対象者といたしましては、もともと身体障害者手帳の所持者のうち、下肢機能障害3級以上、視覚障害2級以上、内部障害1級以上、愛の手帳2度以上ということで、対象者の要件は決まっております、昨年度と同様の要件設定になっているものでございます。

6,000円の根拠ということでございます。昨年度につきましては、タクシーの運賃の値上げだけではなくて、ガソリン代の高騰も続いておりましたので、その分を見込んだものでございます。今回のものも算出根拠として、消費者物価指数ということで、14.3%、物価上昇率を乗じまして、その分、12か月分ということで、掛けまして、6,000円分ということで算出したものでございます。

○鈴木委員

4,265人が対象で、4,109人というのはタクシー券をもらっている人には、そのまま自動的に送るというやり方をされているのかということを知りたい。

タクシー代が値上がっただけではないということなのですけれども、実際にタクシー代も値上がりしています。今、品川区の福祉タクシー券は年間3,500円だと思うのですけれども、それは、23区の中でも、ちょうど真ん中ぐらいだった。以前に調べたままなので、今の時点でははっきり分からないのですけれども、そういうことからすると、今回6,000円ということで、1か月500円ということなのですけれども、それをもう福祉タクシー券として、今の3,500円を4,000円に上げて、これからずっと恒久的にというか、変えるまでは、取りあえず3,500円を4,000円に引き上げる。

いろいろな障害の方からも、これではとても足りないということで、引き上げをという要望は常々いただいておりますので、タクシー代も値上がったし、本当に大変な生活状況はずっとあると思いますので、これを機会にぜひ3,500円から4,000円に引き上げていただきたいと思うのですけれども、そういうことは検討をされていないのか。その点についてはいかがでしょうかということも、お伺いさせていただきたいと思います。

○松山障害者支援課長

2点ご質問をいただきました。

まず1点目、交付方法でございます。特に申請はございませんので、対象となる方に直接、書留で送付をさせていただくというものでございます。

今後の福祉タクシーの金額の引上げに対するご要望についてでございます。実際、昨年度タクシーが値上がったということもあるのですが、やはり、もともと燃料費の高騰が続いているということが、今回の大きなことですので、今後とも物価上昇や燃料費の状況を見ながら、区としては考えていきたいと思っております。

○鈴木委員

こういう区内商品券を6,000円ということは、これはこれで評価するものですが、さらに、ぜひタクシー券そのものの引上げをしていただきたいということで、これは要望をさせていただきたいと思います。

もう一つのほうの住民税均等割のみの課税者まで対象が拡大をしたということについて伺いたいと思います。

これは4,130世帯ということで、前回3万円のと時も、品川区独自でやったということなので、品川区が3万円出した分というのは、その分、国から来るということで考えていいのか。その点を1点、お伺いしたい。

これは対象の世帯で、1回目のときは申請になると思うのですが、対象となった方が、実際の申請者との差というものがあったのか。実際の対象は4,130世帯が対象ですが、今回はもう前回は口座などが分かっている方には、また申請不要で支給するということになってはいますが、対象なのに申請されていない方はいらっしゃらなかったのか。そここのところの差はないのかどうかというところを伺いたいと思います。

10万円給付世帯は、これもまた先ほどのあれで、転入をされた方が30世帯という考え方でいいのか。その点についても確認をさせていただきます。

○豊嶋生活福祉課長

前回およそ4,000件の申請がありました。こちらから通知を送った数はもう少し多いのですが、あくまで対象と思われる方ですので、実際にどこまで下がるかということは、完全には追い切れません。やはり、中には申請をされても、対象外という方も一部いらっしゃいますので、差が申請していないということは必ずしもイコールにはならないかなど、こちらは考えております。

委員おっしゃるように、この30世帯は、転入をしてきた方が、恐らくこれぐらいではなかろうかということで、まずは想定値として出したものでございます。

○鈴木委員

それであれば、気づかずに申請がされなくて、本来であれば、受け取れる方が受け取れていないということは、それほど考えなくていいのか、そここのところについては、どのような状況になっているのかも伺いたいと思います。

○豊嶋生活福祉課長

前回の3万円の給付金もそうですが、今回も、ある一定期間がたって申請がない方には、全てに勧奨通知をお送りします。前回は勧奨通知をお送りしております。なので、今回もそこでまだ申請されていませんということは、こちらからご通知は申し上げる予定でございます。

○鈴木委員

ありがとうございます。対象者なのに申請がされていないために、受け取れないということがないところでは、ぜひこれからもくれぐれもよろしくお願ひしたいと思います。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願ひします。

○ひがし委員

今のことに続いてです。申請をされていない方に通知を送ると言っていたのですが、その後の追加の調査はしないのかという話です。前回はほかの方々からお話があったと思うのですが、申請していないという通知を送ったとしても、申請しなかった場合に、その原因が何なのかというところ

を見ていくことがいいのではないかというような意見が出ていたと思います。視察へ行ったところなどでも、その追跡調査をして、送れない、申請をできない理由というところを把握するということが大切だったというところで、その申請をできなかった理由についての追跡の調査はされているのかを教えてください。

○豊嶋生活福祉課長

3万円の給付のときには、そのようなことはしておりませんでした。あくまで勧奨通知をお送りして、ホームページや広報しながら、掲示板も含めて、先ほどの在宅介護支援センター、各種もろもろのところで、手を差し伸べて、申請をしていただくという方法を取ったのみでございますので、委員おっしゃるような追跡調査をしたかと言われたら、してはおりません。

○ひがし委員

なかなか申請の書類が難しくて、何か手間で送れないとか、何かのそれを書けない理由があるかもしれないので、ニーズや規模感によるとは思いますが、ぜひ、その原因のところの調査もしていただいて、声を上げられない方々への対策というところもしていただきたいと思います。こちらは、要望です。

もう1点は、福祉タクシー等助成券交付対象者への物価高騰対策支援について、そもそものところ、ご質問をさせていただきます。

こちらは福祉タクシー利用券または自動車燃料費助成券についての価格上昇分の助成を行うということで、もともと利用をしているタクシー券等ではなく、区内商品券にした意味というところを確認させていただきたいのです。前回も同じような状況で給付をしているので、そこのご答弁を見させていただくと、タクシー券の追加の発行となると、年度内での執行が困難であることから、区内の商品券にしたということだったので、今回も同じ理由なのか。もしくは、区内商品券のほうが良いという声が前回も出たから、このままにしているのか。その点についてお聞かせください。

○松山障害者支援課長

共通商品券についてのご質問でございます。前回と今回は同様なのですが、やはり年度内の執行は実際に困難でして、印刷が間に合わないということがありますので、年度内にお届けするためにはということで、共通商品券で相当分として対応をさせていただくものでございます。

○ひがし委員

区内共通商品券は、タクシーは一部しか利用できないという話もあったりして、タクシー券として使いたかった方にとっては利用しづらかったりするのかな。その分を商品券として別のところでということで、変えたところに対してお声はあるのかと思うのですが、実際の利用されている方々の反応がありましたら、教えてください。

○松山障害者支援課長

実際に区内共通商品券をご利用されているお声については、それぞれのお声がございます。共通商品券で「よかった」というお声と、「いや、タクシー券が欲しかった」という両方のお声がございます。

ただし、やはり区内共通商品券は、一部の福祉タクシーの事業者で、タクシー利用券としての使用を想定しているもので、全てのタクシー事業者に使えるわけではないのですが、ただ物価高騰という趣旨を鑑みますと、例えば家計への負担ということも大きいことですから、それぞれの方の日常生活に必要な経費の一部として使用していただくことを考えております。

○ひがし委員

ありがとうございます。理屈としてはすごく分かって、タクシーのところが上がっているから、その分を商品券でというところで補填できているという部分でいいのかと思うのですけれども、その利用されている方々が、実際どの助成をしてもらったり、どの券がいいのかというところは、いろいろな声はあると思うのですけれども、その中でもきちんと調査をする。やはり必要なものと使いやすいものというところを、前回もこうだったからというところではなく、前回やったのであれば、その反応やご意見というところをいただいて、次に生かしていくべきだと思います。

前は追加発行が年度内は困難だからということで、もし今年もやるかもしれないのだったら、その調査はするべきであると思います。次回もし同じようなことになることが想定されるのであれば、ぜひ調査というものをして、利用しやすいものというところを発行していただきたいと思いますので、要望させていただきます。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○こんの委員

住民税均等割の非課税についてをお伺いしたいと思います。こちらは、既に春のときに3万円を支給してくださった。これはもう区独自でやってくださった。もう一つ言えば、今回私ども公明党としても、緊急要望をさせていただいた中に、「国の対象外の方にも、ぜひ支給を」という要望をさせていただいたものが、このように春のときに3万円支給、均等割といったところをしていただいたことは、大変評価をしております。

そこで、国は10万円ということなので、その差額分の7万円を支給する方と、新たに3万円をもらっていない方に10万円の支給をするという体制だということでご説明をいただきました。

いわゆるこの7万円を支給される方は、先ほどの話とまた確認が同じなのですが、支給までの流れを確認したいのです。もう既に口座が分かっている人、口座振込先が分かっている人たちだと思うのですけれども、やはりこれも2月下旬から3月上旬で受給承諾書を送って、それが返ってきた段階でということ、ここにスケジュールが書かれているのですが、これもいわゆる全員の受給承諾書、「はい、承諾します」という返事を待たないと、支給できないものなのですか。

おおむね2週間を待つということが先ほどのことでしたけれども、もう振込先が分かっていて、ご承諾をいただかなくても、これはもう2週間を待って、振り込むということにするのか。その辺を教えてください。

○豊嶋生活福祉課長

2週間のお話でございます。今、細かい日にちまでないのですけれども、令和3年に国が出している「オンライン申請について」という事務連絡がございまして、その中で口座が分かっている方に振り込む際には、通知を出してからおおよそ2週間程度、間を空けてから振り込むということが書かれておりますので、他自治体もこのオンライン申請をやっているところは、おおむね2週間の待機期間を待った後、振り込むというスキームを取っています。恐らく現在、受給承諾書を送って、すぐに振り込むということをやっている自治体はないと思われまます。

○こんの委員

一定期間というのは、おおむね2週間を待って、その一定の待機期間を待ってということは、受給承諾書を送った後、返事が返ってくるかどうかのおおむね2週間を待って、あともう少し様子を見て、振り込んでいくという理解でいいですか。

○豊嶋生活福祉課長

発送してから2週間たったら、もうその段階で支給の準備はできていますので、会計管理室を通して、決裁を行っていくという感じでございます。

○こんの委員

すみません、再度確認ですが、そうすると、3月中に支給開始となっているものは、受給承諾書の方に限っては、3月を待たずして……。2月の下旬に送って、2週間を待つから、結局3月ということですね。分かりました。

いずれにしても、この2週間を待って、その方たちから何らかのアクションがなくても、振込を開始するという理解でいいということですね。

○豊嶋生活福祉課長

原則、申請不要でございますので、申請漏れがないというやり方で、3万円のときから始めているものでございます。

○ひがし委員

よろしく願いいたします。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件に関しまして、各会派の態度をご確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いします。

○こしば副委員長

賛成です。

○こんの委員

賛成です。

○ひがし委員

賛成です。

○鈴木委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○おぎの委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○松永委員長

それでは、これより第103号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）について採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。
以上で、本件および議案審査を終了いたします。

2 委員長報告について

○松永委員長

それでは、予定表2の委員長報告についてを議題に供します。

本日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ありがとうございます。それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

○松永委員長

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午前10時59分閉会